

裁判長認



第 2 回 口 頭 弁 論 調 書 (放棄)

事 件 の 表 示 令和 3 年 (ワ) 第 1 2 7 3 5 号
期 日 令和 4 年 1 0 月 2 6 日 午 前 9 時 4 5 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無 東京 地 方 裁 判 所 民 事 第 4 6 部 法 廷 で 公 開
裁 判 長 裁 判 官 柴 田 義 明
裁 判 官 佐 伯 良 子
裁 判 官 仲 田 憲 史
裁 判 所 書 記 官 向 井 弘 道
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 ら 復 代 理 人 及 川 憲 夫
同 齊 田 貴 士
指 定 期 日
弁 論 の 要 領 等

原 告

本 訴 請 求 を 放 棄 す る。

第 1 当 事 者 の 表 示

別 紙 当 事 者 目 録 記 載 の と お り

第 2 請 求 の 表 示

請 求 の 趣 旨 及 び 請 求 の 原 因 は、 別 紙 記 載 の と お り

(被 告 ら に 対 す る 訴 状 送 達 の 日 の 翌 日 は、 い ず れ も 令 和 3 年 6 月 1 5 日 で あ る 。)

裁 判 所 書 記 官 向 井 弘 道



別紙

当 事 者 目 録

新潟市中央区美咲町一丁目8番1号

原 告

株 式 会 社 シ ビ ル

上記代表者代表取締役

窪 田 潤 平

新潟市中央区美咲町一丁目8番1号

原 告

シビル安全心株式会社

上記代表者代表取締役

窪 田 洋 平

上記原告ら訴訟代理人弁護士

萩 原 達 也

上記原告ら訴訟復代理人弁護士

及 川 憲 夫

同

齊 田 貴 士

富山市婦中町西本郷436番32

被 告

亜細亜防災協会

上記代表者会長

株 式 会 社 ラ イ テ ク

上記代表者代表取締役

細 川 豊

富山市婦中町西本郷436番32

被 告

株 式 会 社 ト ー エ ス

上記代表者代表取締役

細 川 豊

上記被告ら訴訟代理人弁護士

横 井 康 真

以 上

(別紙)

第1 請求の趣旨

1 被告亜細亜防災協会に対して

- (1) 被告亜細亜防災協会は原告らに対し、金310万3008円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を被告株式会社トーエスと連帯して支払え
 - (2) 被告亜細亜防災協会は、別紙1記載の謝罪文を、同会のホームページ「亜細亜防災協会のホームページ」(<https://asia-dpa.com>)に、別紙2の掲載条件で掲載せよ
 - (3) 被告亜細亜防災協会は、本判決確定以降、別紙3に記載する各書面の告知及び配布、又は同書面に記載された虚偽の事実を告知及び流布してはならない
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

2 被告株式会社トーエスに対して

- (1) 被告株式会社トーエスは原告らに対し、金310万3008円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を被告亜細亜防災協会と連帯して支払え
 - (2) 被告株式会社トーエスは、別紙4記載の謝罪文を同社のホームページである「株式会社トーエスのホームページ」(<https://www.toesu.co.jp>)に、別紙5の掲載条件で掲載せよ
 - (3) 被告株式会社トーエスは、本判決確定以降、別紙3に記載する各書面の告知及び配布、又は同書面に記載された虚偽の事実を告知及び流布してはならない
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 不正競争防止法第4条に基づく損害賠償請求

(1) 原告らと被告らが競争関係にあること

不正競争防止法第2条第1項第21号にいう「競争関係」とは、(当事者である原告らと被告ら)双方の営業につき、その需要者又は取引者を共通にする可能性があることで足り、具体的な競争関係までは要しない(東京地方裁判所平成18年8月8日判決 事件番号平成17年(ワ)第3056号)。

原告シビル安全心株式会社(以下「原告安全心」という。)は、落石対策等に用いる強靱防護網を全国に販売する株式会社である(甲6の1)。原告安全心が販売する強靱防護網には、ネットタイプ型強靱防護網及びロープタイプ型強靱防護網(以下総称して「本件強靱防護網」という。)がある。そして、原告株式会社シビル(以下「原告シビル」という。)は、原告安全心の完全子会社であり、この本件強靱防護網を製造する株式会社である(甲6の2)。

被告トーエスは、防災開発工法の製造販売等を主な事業内容とする株式会社であり、落石対策工法の製造販売を手掛けている(甲7)。被告亜細亜防災協会は、本書面第2・2記載のとおり、被告トーエスの代表取締役細川豊が代表となっている団体であり、落石対策工法の施行などを手掛けている(甲1及び甲7)。

これらの事実からすると、原告らと被告らは、共に、落石対策等に用いる製品の製造・販売・施工等を行う株式会社等であり、その需要者を共通にすることから、「競争関係」に立つことは明らかである。

(2) 被告らが原告らの営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布したこと

不正競争防止法第2条第1項第21号にいう「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」とは、他人の社会的評価、すなわち、一般需要者の視点から見た評価を低下させ、又は低下させるおそれがあるような事実であり、かつ、それを告知又は流布する者の主観的認識とは

関係なく、客観的眞実に反する事実を伝達する行為をいい、虚偽の内容の比較広告を告知又は流布することも含まれる（東京地方裁判所平成20年12月26日判決 事件番号平成19年（ワ）第11899号）。

本件強靱防護網に対して、被告亜細亜防災協会は、「落石対策便覧（H29.12改訂）における実験供試体と数値的解析手法について」（以下「数値的解析手法」という。）及び本件書面を作成し、「落石対策便覧改訂版に基づく高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網 比較表」、「落石対策便覧改訂版に基づく高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網検証フローチャート」及び「高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網 比較表」（以下これらの3つの書面を総称して「本件添付書面」という。）を添付した上で、本件強靱防護網の設計折込及び販売の停止を斜面の安全・安心研究会会員である訴外アルコ株式会社などに要請した（甲8）。また、被告亜細亜防災協会は上記ア乃至ウの内容を記載した文書とともに本件文面を訴外アルコ株式会社に送付した（甲8）だけではなく、本件書面などを被告トーエスに提供し、更に被告トーエスは、本件書面を別紙6に記載する地方公共団体、企業らにも送付、又は手渡すなどした（甲9の1乃至8）。

なお、別紙6中番号3乃至8への配布行為は、原告らが被告らに警告状を送付した後も、被告らが行ったものである（甲3、甲9の3乃至8）。

ここで、数値的解析手法には、下記アのとおり、また、本件添付書面には、下記イ乃至エに記載するとおり、本件書面には、各々、事実反する記載がなされている。

ア まず、被告亜細亜防災協会が作成・配布した数値的解析手法の内「強靱防護網の実験供試体と実構造体（施工）の相違点」において、被告亜細亜防災協会は、強靱防護網を実斜面に施工した場合について、「横ロープを斜め方向に引張り定着するため、金網面は多少のたるみが生じ、衝突位置付近の支柱は何らかの挙動を生じる」と記載している（甲10）。

しかし原告シビルは、落石対策便覧（H29.12改訂、以下「落石便覧」という。）159頁表5-4に「支柱基礎がヒンジの場合には、有意な傾斜を生じないこと」とあること（甲11）から、これに配慮した構造を開発（特許 第6440886号）し、検証実験により支柱が挙動しないことを確認している。また、落石便覧149頁によると「落石防護施設の設置条件は多様であり、現地に設置される落石防護施設が検証実験で使用する標準供試体の形状寸法であることおよび想定される落石の作用条件等が実験条件と同じであることは望めないことから、現地条件に対してその性能を担保できることを適切な手法で示す必要がある。検証実験とは異なる条件における性能検討にあたっては、部分的な実験や数値解析的手法等を用いて補完することができる。」とあり（甲11）、横ロープの設置位置および角度の違い、金網のたるみなど検証実験と異なる条件については、落石便覧に従い数値解析により検討している（甲12）。

また、被告亜細亜防災協会は、「上部の横ロープには折れ角が発生する。」および「実規模実験と設計（実現場）の相違点と言うよりは、全く異なる構造体であると考えられる。」と述べている（甲10）。

しかし、前述の落石便覧149頁の記載に従い（甲11）、横ロープの設置位置および角度の違いなど検証実験と異なる条件については、落石便覧に従い数値解析により検討している（甲12）。

以上より、数値的解析手法における被告亜細亜防災協会の主張は事実反するものである。

イ 次に、本件添付書面のうち「落石対策便覧改訂版に基づく高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網 実規模実証実験比較表」において、本件強靱防護網を赤枠にてことさらに強調した上で、その総合評価欄にて、「①『落石対策便覧』p159“検証対象の構造体の標準的外形寸法の実物大”の供試体で実験を行い性能を確認するべきである。」と赤文字で表記して

いる（甲13）。すなわち、被告らは、原告シビルの実験供試体では、本件強靱防護網の正当な評価はできない、と告知しているものである。

しかしながら、落石便覧159頁によると、評価対象はポケット式落石防護網の構成部材、すなわち阻止面（金網）、支柱、ワイヤロープ、支柱基礎、アンカーであり、反力体である地盤やコンクリートは構成部材には含まれず実験検証の評価対象ではない（甲14）。また、落石便覧159頁乃至161頁には実験供試体を支持する方法（アンカー反力体）について具体的な規定はないので、コンクリートを反力体に用いることに問題はない（甲14）。

したがって、実験供試体と実構造体が異なるため、実証実験として正当な評価はできないとする被告亜細亜防災協会の指摘は事実に反している。

ウ 次に、本件添付書面のうち「落石対策便覧改訂版に基づく高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網検証フローチャート」において、被告亜細亜防災協会は本件強靱防護網のうちネットタイプ型の強靱防護網につき、「網裾に大型土のうを設置しているため、ポケット式落石防護網の機能である網裾付近における重錘の挙動が不明」との記載をした（甲15）。すなわち、被告らは、落石便覧にしたがって、原告シビルが重錘の停止までの挙動を確認していない、と告知しているものである。

しかしながら、落石便覧には、実験にあたって重錘の停止までの挙動を確認しなければならないとの記載はない（甲16）。すなわち、「（ポケット式落石防護網工）斜面上方からの落石を取り込むための入口となる開口部（ポケット）を設け防護網を設置するもので、落石が防護網に衝突することで落石エネルギーを吸収したのち、落石を金網と地山との間に誘導して網裾まで導くものである。」と記述され（甲16）ており、定義はあくまで誘導までであり、検証実験も網裾までの誘導を確認すればよいものとなっている。

また、「裾部からすり抜けた落石・土砂が道路空間の安全性に影響を及ぼすおそれがある場合には、他の防護施設の併用や袖部の変形量を抑制するなどの対策を検討する。」と記述されており（甲16）、落石（重錘）の停止は現地の斜面状況等を考慮して検討・対策するものであり、検証実験により確認できるものではない。そのため、原告らの強靱防護網では斜面条件に合わせて袖部の変形量を抑制する構造や斜面条件に合わせて網高を調整し、袖部の変形量を少なくする設計を行っている。（甲12）

したがって、被告亜細亜防災協会の主張する定義は当然ながら存在しないので、被告亜細亜防災協会の指摘は事実と反している。

エ さらに、本件添付書面のうち「高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網 比較表」において、まず、「裾部に大型土のうを設置して実験を行っているため、網裾付近における停止までの挙動は不明。」と表記している（甲17）。しかし、前述のとおり、落石便覧には、実験にあたって重錘の停止までの挙動を確認しなければならないとの記載はない（甲16）。

次に、被告らは、強靱防護網の検証実験について、「実験では実構造（現地）と異なる構造体で、防護性能を確認しているため信頼性が低い。実験供試体と同様の構造体を現場で施工するか、実構造と同様の構造体で再度実験を行う必要がある。」と記載している（甲10）。

しかし、「落石防護施設の設置条件は多様であり、現地に設置される落石防護施設が検証実験で使用する標準供試体の形状寸法であることおよび想定される落石の作用条件等が実験条件と同じであることは望めないことから、現地条件に対してその性能を担保できることを適切な手法で示す必要がある。検証実験と異なる条件における性能検討にあたっては、部分的な実験や数値解析的手法等を用いて補完することができる。」とあり（甲18）、実験検証と現地の異なる設置条件については、落石便覧に従い数値解析により検討しており、実斜面に設置して性能検証を行う必要はないもの

である。また、原告らは、実験供試体と同一の構成部材および同一の構造で現地（実物）の強靱防護網を施工しており、被告らが指摘する異なる構造体は当てはまらない（甲12）。

さらに、「阻止面は、金網と横ロープで構成された縦ロープのない構造であり金網面の範囲が大きいと、剛性が低い」と赤文字を用いて表記している（甲17）。確かに阻止面に縦ロープがないことは事実であり、これが本件強靱防護網のうちネットタイプ型の強靱防護網の特徴である。

しかしながら、落石便覧に従った実験によれば、想定される落石が当社の防護網の金網部分を突き抜けるような事態が起こらないと認定するに足りる結果もでている（甲12）。

したがって、被告亜細亜防災協会の主張する落石が飛び出す可能性が高いとする根拠は存在しないので、被告亜細亜防災協会の指摘は事実と反している。

オ 以上より、被告らは、原告ら及び本件強靱防護網の社会的評価が低下する虚偽の内容比較が行われた本件書面を作成のうえ、これを原告らの営業先などに配布し（甲9の1乃至8）、もって、「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」を行ったのは明らかである。

(3) 被告らに故意があること

まず、被告亜細亜防災協会は、本件書面において、赤いフォントを用いるなどして、ことさらに原告ら及び本件強靱防護網の信用性を毀損している（甲8、10、13、15及び17）。通常の営業上の競争行為ならば、原告ら及び本件強靱防護網の評価を蔑むことなく、被告らの製品の長所のみを指摘すれば事足りるものであるにもかかわらず、あえて本件書面において、原告ら及び本件強靱防護網の信用性を毀損している。

次に、本件書面には、上記のとおり、虚偽の事実が記載されているところ、被告らは落石防護網を原告らと同様に販売などをする法人等であるので（甲

1及び甲7)被告らには、防護網に関する知識を専門家として有している以上、被告らは虚偽であることを知りつつ、本件書面を配布・告知し、原告ら及び本件防護網に損害を与えたものといえる。

したがって、被告らには原告らに損害を与えることにつき、故意があったことは明らかである。

(4) 損害の発生及びその額

本書面第3・1・(2)により、原告らは被告らの本件書面の配布により、少なくとも金282万0917円を下回らない損害を受けた(甲19の1及び2)。

また、かかる損害の賠償を請求するための弁護士費用としては、上記金額の10%に当たる金28万2091円が相当である。

したがって、被告らの行為による原告らの「損害」額の合計は金310万3008円である。

(5) 因果関係及び連帯性

被告トーエスと被告亜細亜防災協会は、所在地・代表者が同一である(甲1及び5)。また、被告亜細亜防災協会の本件資料の作成及び被告トーエスによる本件資料の配布という一連の行為により、原告らの損害は発生している。

(6) 結語

よって、原告らは、被告らに対して、不正競争防止法第4条に基づく金310万3008円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を連帯して支払うことを求める。

2 不正競争防止法第14条に基づく信用回復措置請求(謝罪広告の掲載)

(1) 不正競争行為の存在等

本書面第3・1記載のとおり、被告らが、原告ら及び本件強靱防護網について、過失に基づき虚偽の事実を告知・流布し、その結果、原告及び本件強靱

防護網の営業上の信用性を害したことは明らかである。

(2) 信用回復措置の相当性

上記のとおり、原告ら及び本件強靱防護網の信用性は被告らによる信用毀損行為は、原告らに対応できないほどの広範囲に渡っている（甲9の1乃至8）。

他方で、被告らは、原告らが警告しているにも関わらず（甲3及び20）、何らの義務のない原告らに対して情報開示を求めるばかりである（甲4の1及び2）上に、本件書面などを配布したまま、何ら誤りを認めることなく、本件書面の撤回などもしていない。

そこで、本件において、原告ら及び本件強靱防護網の信用を回復するには、損害賠償請求によって金銭的な補償がされるのみならず、被告らのホームページ上にて、別紙1及び別紙4記載の謝罪文を被告らの各ホームページに掲載する方法で信用回復措置を採る必要性がある。

したがって、被告らが自らのホームページ上に当該謝罪文を掲載することと、原告ら及び本件強靱防護網の信用性を回復することとは相当性がある。

(3) 結語

よって、原告らは、被告亜細亜防災協会に対して、不正競争防止法第14条に基づく別紙1の謝罪文を別紙2の掲載条件にて、また、被告トーエスに対して、不正競争防止法第14条に基づく別紙4の謝罪文を別紙5の掲載条件にて、被告らの各ホームページに記載することを求める。

3 不正競争防止法第3条に基づく侵害停止・予防請求（別紙3記載の各書面の告知・配布等の禁止）

(1) 不正競争行為の存在等

本書面第3・1及び同2記載のとおり、被告らが、原告ら及び本件強靱防護網について、過失に基づき虚偽の事実を告知・流布し、その結果、原告ら及び本件強靱防護網の営業上の信用性を害したことは明らかである。

(2) 反復継続のおそれ

本書面第3・1・(1)記載のとおり、原告らと被告トーエスとは、競争関係にあり(甲6の1及び甲6の2並びに甲7)、また、被告トーエスは、被告亜細亜防災協会の特別会員であり(甲1)、かつ、前述のとおり、被告亜細亜防災協会と被告トーエスとは代表者を同一にする。加えて、被告らは、本件書面が摘示する事実が虚偽であることを、一切認めていない。そのため、別紙3記載の各書面に記載された事実が誤りであることを被告らが認めない限り、別紙3記載の各書面を告知・配布すること又は同書面に記載された虚偽の事実を別の方法で告知・流布することにより、原告ら及び本件強靱防護網の信用を低下させる行動を容易に継続する「おそれ」がある。

(3) 結語

よって、原告らは被告らに対して、不正競争防止法第3条に基づき、別紙3記載の各書面の告知・配布又は同書面に記載された虚偽の事実を告知及び流布することの禁止を求める。

以 上

別紙1

謝罪文

当協会が作成したシビル安全心株式会社の販売する強靱防護網に関する資料において、シビル安全心株式会社より下記の通り抗議がありました。抗議は、いずれももつともであり当協会が強靱防護網につき、シビル安全心株式会社に確認せず、シビル安全心株式会社の名誉を著しく毀損し多大な迷惑をおかけしたことを深く反省しております。

令和3年月日

亜細亜防災協会

株式会社シビル

代表取締役 窪田 潤平 殿

シビル安全心株式会社

代表取締役 窪田 洋平 殿

記

- 1 貴協会が当社の強靱防護網につき、「実験供試体と実構造体が異なるため、実証実験として正当な評価ができない。」との記載をしておりますが、事実としては、実験供試体は実際に設置される本件強靱防護網より厳しい条件と考えており、正当な評価はできないなどということはありません。現に、当社は直近で国土交通省の研究機関と意見交換しましたが、正当な評価ができないなどの指摘は受けておりません。
- 2 「裾部に大型土のうを設置しているため、ポケット式落石防護網の定義である重錘の停止までの挙動を確認できていない」との記載をしておりますが、事実としては、落石対策便覧には、実験にあたって重錘の停止までの挙動を確認しなければならないとの記載はなく、したがって、当然ながら上記記載にいうような定

義は存在しません。

- 3 「阻止面には縦ロープが無く、金網面の範囲が大きいため、金網部に落石が衝突した場合、金網を突き抜け、道路内へ落石が飛び出す可能性が高い」との記載をしております。確かに阻止面に縦ロープがないことは事実であり、これが当社の防護網の特徴でもあります。しかしながら、落石対策便覧に従った実験によれば、想定される落石が当社の防護網の金網部分を突き抜けるような事態が起こらないと認定するに足りる結果もでております。
- 4 以上に加え、「現在の実験供試体は実構造体と大きく異なっているため、会計検査官に指摘を受ける可能性が高い」などという記載も存するところ、これはあたかも当社の防護網を導入することが道路管理者に不利益をもたらすかのように暗示するものです。
- 5 以上のとおり、貴協会の記載は当社及び当社の防護網を貶める意図で作成されたものであることは明らかであり、強く謝罪を求めます。

以上

別紙2

掲 載 条 件

1 使用する活字

(1) 「謝罪文」という見出

12ポイントのゴシック

(2) 本文

12ポイントの明朝体

2 掲載場所

「亜細亜防災協会のホームページ」 (<https://asia-dpa.com>) のトップページの冒頭

3 掲載期間

本判決確定の日から3ヶ月間

別紙 3

使用を禁止する書面一覧

- 1 令和2年11月吉日付重細重防災協会会長細川豊作成「『強靱防護網』の設計
折込ならびに販売自粛のお願い
- 2 「落石対策便覧（H29.12改訂）における実験供試体と数値的解析手法について」
- 3 「落石対策便覧改定版に基づく高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網検証
フローチャート」
- 4 「高エネルギー吸収型ポケット式落石防護網 比較表」

別紙 4

謝罪文

亜細亜防災協会が作成し、当社が配布したシビル安全心株式会社の販売する強靱防護網に関する資料において、シビル安全心株式会社より下記の通り抗議がありました。抗議は、いずれももつともであり当社が強靱防護網の評価につき、シビル安全心株式会社に確認せずに強靱防護網に関する資料を配布したことにつき、シビル安全心株式会社の名誉を著しく毀損し多大な迷惑をおかけしたことを深く反省しております。

令和3年 月 日

株式会社トーエス

株式会社シビル

代表取締役 窪田 潤平 殿

シビル安全心株式会社

代表取締役 窪田 洋平 殿

記

- 1 亜細亜防災協会は当社の強靱防護網につき、「実験供試体と実構造体が異なるため、実証実験として正当な評価ができない。」との記載をしておりますが、事実としては、実験供試体は実際に設置される本件強靱防護網より厳しい条件と考えており、正当な評価はできないなどということはありません。現に、当社は直近で国土交通省の研究機関と意見交換しましたが、正当な評価ができないなどの指摘は受けておりません。
- 2 亜細亜防災協会は、「裾部に大型土のうを設置しているため、ポケット式落石防護網の定義である重錘の停止までの挙動を確認できていない」との記載をして

おりますが、事実としては、落石対策便覧には、実験にあたって重錘の停止までの挙動を確認しなければならないとの記載はなく、したがって、当然ながら上記記載にいうような定義は存在しません。

3 亜細亜防災協会は、「阻止面には縦ロープが無く、金網面の範囲が大きいため、金網部に落石が衝突した場合、金網を突き抜け、道路内へ落石が飛び出す可能性が高い」との記載をしております。確かに阻止面に縦ロープがないことは事実であり、これが当社の防護網の特徴でもあります。しかしながら、落石対策便覧に従った実験によれば、想定される落石が当社の防護網の金網部分を突き抜けるような事態が起こらないと認定するに足りる結果もでております。

4 以上に加え、「現在の実験供試体は実構造体と大きく異なっているため、会計検査官に指摘を受ける可能性が高い」などという記載も存するところ、これはあたかも当社の防護網を導入することが道路管理者に不利益をもたらすかのよう暗示するものです。

したがって、亜細亜防災協会の記載は、当社及び当社の防護網を貶める意図で作成されたものであることは明らかです。

5 以上のとおり、亜細亜防災協会の作成した資料には、当社の強靱防護網に関する誤った情報があり、これを貴社は当社に確認することなく、営業資料として、第三者に配布しました。

このことは、貴社もまた当社及び当社の防護網を貶める意図で配布したことであることは明らかであり、強く謝罪を求めます。

以上

別紙5

掲 載 条 件

1 使用する活字

(1) 「謝罪文」という見出

12ポイントのゴシック

(3) 本文

12ポイントの明朝体

2 掲載場所

「株式会社トーエスのホームページ」(<https://www.toesu.co.jp/>)のトップページの冒頭

3 掲載期間

本判決確定の日から3ヶ月間

配布先一覧表（甲第9号証の1乃至8参照）

番号	日時	配布者	配布先	配布物
1	令和2年11月9日	被告トーエス 取締役	アルコ株式会社	甲第9号証の1のメールに添付された書類
2	令和2年10月31日	被告トーエス	愛知県及び東興ジオテック株式会社	甲第9号証の2のメールに添付された書類
3	令和3年2月12日	被告トーエス	株式会社吹上技研コンサルタント	甲第9号証の3のメールに添付された書類
4	令和3年2月25日	被告トーエス	静岡県	甲第9号証の4のメールに添付された書類
5	令和3年3月21日	被告トーエス	株式会社ダイヤコンサルタント	甲第9号証の5のメールに添付された書類
6	令和3年3月2日	被告トーエス	株式会社ウイデンイーネットワーク	甲第9号証の6のメールに添付された書類
7	令和3年3月22日	被告トーエス	株式会社トップエンジニア	甲第9号証の7のメールに添付された書類
8	令和3年3月4日	被告トーエス	株式会社サザンテック	甲第9号証の8のメールに添付された書類

これは正本である。

令和4年10月26日

東京地方裁判所民事第46部

裁判所書記官 向井 弘 道

